いじめ重大事態調査結果報告書への所見

いじめ問題への取り組みに対し「蓮田市[redacted]中学校いじめ防止等のための基本的な方針」及び文部科学省が示す「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき被害児童の保護者として所見を記します。

はじめに

いじめ防止対策推進法（以下推進法という）の規定に基づいて策定された、蓮田市[redacted]中学校いじめ防止等のための基本的な方針・平成３０年４月改定（以下学校基本方針という）に基づいて適切な対応をしていれば、重大事態に発展する恐れはなかった。

また、教員の不適切対応が加害児童のいじめ行為の助長にあたり、不登校に至ったことも明らかである。

学校基本方針では、生徒の尊厳を保持する目的の下に各方面と連携し、問題克服に向けて取り組むとされていながらも、推進法や学校基本方針に沿って取り組んでいたとは、到底思えず瑕疵も多くあった。

本件をいじめではなく「お互い様」であるとして、面談で顔を合わせるたびに「お互い様ですから」と嫌気がさすほど学年主任Aから言われており、Aに問題があるとした対応が、全てを物語っている。

いつまでも続く放置状態から、蓮田市[redacted]中学校（以下学校という）へ正式に抗議をしても、学校基本方針に沿った対応をしないどころか、いじめであると認めもしなかった。

その後も、たび重なるいじめ行為に目もくれず、最悪な事態を招く恐れがあったことも伝えていたが、気にも留めず被害者側の話には一切聞く耳を持たない。ああ言えばこう言うではないが、加害児童が話すことは全て正しく、Aが話すことは全て聞き入れてもらえずいじめ行為の証拠ばかりを求めてきた。

教員は、加害児童の言い分ばかりを鵜呑みにし、被害者の悪いとこばかりを曝け出し、なんとかして黙らせようとしていた。

蓮田市教育委員会（以下市教委という）に、教員の不適切な対応を苦情として申し立てたが「指導監督する立場にある」としながらも、全く意に介すことなく聞き役に徹する程度でしかなかった。学校に指導していると述べていたがが、学校の対応に変化はなく影響力がなかったと言わざるを得ない。

いじめは、大きな社会問題であることは周知の通りである。推進法に基づき策定された学校基本方針や文部科学省が示すいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下ガイドラインという）も全く無用な教科書だったということである。

蓮田市いじめ問題専門委員会（以下専門委員会という）の報告書を踏まえて、いじめが発生してしまった折には、適切な対応を願うしかないが、今回のAに対する学校と市教委の対応は、法令に抵触していた重大な人権侵害だと認識している。

また、いじめの兆候やいじめ行為を認識していたにもかかわらず、適切な指導を行わずいじめ問題を放置したことは、教育者として責任を放棄していたと言わざるを得ない。

学校を指導監督する立場にあるはずの市教委も、学校と一緒になっていじめ問題の本来取るべき対応を怠り、事態を有耶無耶にした責任は、極めて重く断じて許し難いことである。

目的

調査報告書（以下報告書という）に基づき、教員の不適切な対応がいじめを助長させたこと、市教委も学校の不適切な対応に同調し問題を有耶無耶にしたこと、前専門委員会に於いては、調査義務を怠り意見交換を交わしただけに留めたこと、これらのいじめ問題への対応に対し、道義的・社会的責任を強く求める。

また、これまでの経緯に於いて改ざんや虚偽申告の疑いが拭い去れないことから、第三者による再調査を実施して、隠蔽のない真相究明を行うことを強く要請いたします。

1　学校での対応

本件の認知状況を担任Aが隠蔽している。面談の中で「Aから二度にわたっていじめを受けている」と訴え出たことを述べている。この時の担任Aと学年主任Aの対応に大きな誤りがあったことで、Aからの信頼を損ねることにもなっている。

Aに寄り添う姿勢を示していれば、落書き事案も体調不良も、いじめの兆しであったことに気づくはずであったし「制服が荒らされたこと」「筆箱に消しかすが入れられたこと」「上履きが隠されたこと」などのいじめ行為を露見できたはずであるが、両教員がAにとった行動は「Aの勘違い」だとしたことである。

学校は、推進法に基づいて「いじめ対策委員会」を設置することになっているが、Aが相談した段階で、設置される条件を満たしているにもかかわらず、設置した事実がない。

議事録の開示請求に於いても「存在していないので不開示」としている。報告書にある「いじめ対策委員会で共有」とされている記録は虚偽である。

いじめを認知した時は、いじめ対策委員会に報告をすることになっているが、これを怠ると推進法に違反し得るとまで定められている。

推進法は、「児童・生徒の心身の安全と尊厳を守ることを目的とし、重大事態への迅速な対応を義務付けた法律」とされているが、遵守されていなかったことは明白である。

アンケート調査にしても、推進法では認知段階での早期の実施を促しているが、教頭Aは保護者の抗議に仕方なくアンケート調査を実施したような記録を残している。これも明らかな責任逃れの不作為ではないのか。

学校基本方針の中では、推進法の各条文をもとにいじめ問題に取り組む姿勢を示しているが、何一つ実行されていなかったこと明らか許し難い。散見されるいじめ認定事案の中でも、バースデーカード事案、ビデオレター事案、生徒会資料事案に於いて共通しているのは「排除」である。

バースデーカード事案

教頭Aも、発案者がいじめリーダー格の児童であることを把握しながら、児童に成り代わって虚偽の弁解にするに至り、発案趣旨の理解不足も露呈している。学年主任Aも、その児童の言い訳を代弁までしていた。

ビデオレター事案

3年生を送る会は、学校行事であった。部活単位でビデオレターを作成することになっていたが、同部活には加害児童が在籍しており意図的に排除したことは明確である。

この行事は、Aが実行委員会に在籍していたことで送る会のチェックをしていた時に、

偶然流れてきた自分の映っていない映像を視聴してしまった。大変楽しみにしていた行事であったが、作成過程での連絡は一切ない。苦しんだ時期に、良く話しかけて心配してくれた先輩達に、贈る言葉を伝えられなかったことは大変ショックで、泣きながら帰宅している。その後に部屋に閉じこもってしまい、最悪な事態を招く危険性も感じており、学校へ助けを求めている。その時の電話対応は、学年主任Aだったことを記憶している。

しかし担任Aの対応は、撮り直しの進言どころか「そんなことを、気にする方が可笑しい。誰に聞いても気にしないと言っている」とAの尊厳を傷つける言葉を追い打ちをかけるように浴びせている。この時期に学校へ通えたのも、3年生がいてくれたおかげだということを言わせて頂く。

生徒会資料の事案

2年次になり、各係を生徒に担当させてその係名と担当生徒名を、名簿に載せる資料作りである。係を決める際に、他の不登校の生徒には担当係と名前を名簿に載せているのにAだけは、担当係も名前も名簿から削除されて生徒会資料が作成されていた。

2年次担任となった学年主任A（以下担任Bという）は、Aの氏名が削除されていることを知りながら、全校生徒にそのまま配布をしている。そして何よりも、Aに直接手渡してもいる。この時のAのショックは、計り知れないものがあり「自分はもうこの学校の生徒ではない」と涙ながらに話していたのを覚えている。

担任Bも学校も、Aが「蓮田市[redacted]中学校の生徒」であることを、完全に抹消したのである。この生徒会資料の作り直しもなく、明らかないじめの助長であると同時に、教員からのいじめであったと断言する。

これらの件については、何度も抗議をしてきたが改善されることなく、加害児童によって同じことが何度も繰り返されていたにもかかわらず、放置していたうえに意図的に改善していない。

教頭Aは、加害児童を「評価して欲しい」（変わったという意味）と言っていたが、Aが不登校のままの状態が継続されているなかで、誰一人として態度を改めていない加害児童を良い評価など出来る訳がない。

Aの訴えを勘違いだとした時から、不登校や相談室実登校を徐々に繰り返していたのにもかかわらず、連絡一つ貰えず放置状態であったことことは言うまでもない。

報告書に於いても、教頭Aが「[redacted]」とする記録を残しているが、１００％頼んだ覚えはない。この記録は偽造であり、意図は知らないが、教員すらも騙している。

この身勝手な発言が、当時学年主任Aと担任Aの問題放置に繋がったと考えている。「アンケート調査を教頭が勝手にやったこと」と担任Aと学年主任Aが、それぞれ述べていたことがそれを物語っている。

更に、怒りの矛先をA側に向けて不適切な対応を始めたことも、教頭Aの身勝手発言の影響が、少なからずあったと考えている。修復を図ろうとしたことは、時すでに遅しで悪循環が生じて担任Bの暴走に歯止がきかなくなっていた。結果的に、従うしかことしかできなくなって、教頭Aまでもが不適切発言をしている。

助けを求めてきたはずのAに対し、担任Aと当時学年主任Aは裏切りで返した。Aが出した答えは「信用できる人にしか話さない」である。一方的に「勘違い」だと決め付けた結果で、それを保護者に責任転嫁した。あたかも保護者の影響によって何も語れなくなっ

たと決め付けた持論は以ての外で、すべては教員の対応にある。

担任Aは、Aが２度にわたって課題提出に行くも、２度とも受け取りを拒否している。極めつけは、「Aが学校に来なくなってから、[redacted]がなくなりました」と根拠も示さず著しくAの名誉までも傷つけている。

この件を「[redacted]、すべてAの仕業だとされる」と教頭Aに抗議したし、Aの所有物も[redacted]したこともあったことを伝えている。

スクールカウンセラーAと心のホット相談員A（以下相談員Aという）は、教員を兼ねる二足の草鞋であるが、相談員として事実に反する記録を残している。

令和３年１月１４日自宅訪問は事実だが、この時期にはまだ通院していないいので、翌日に診断結果や処方を受けたとする教頭Aへの報告記録は、事実の改ざんである。

１２月２４日のスクールカウンセラーAとの面談は、Aは学校を休んでいでいる記録があるので、面談したとする記録は定かではない。２月４日の面談記録もAは拒否しており面談したかのような記録は虚偽である。また、２回目３回目とあるＳＣ面談との記録も虚偽である

２年次の５月後半からは、フリースクールに通っていたので、６月１８日の謝罪の会の後の相談室登校をするわけがない従って記録は偽造である。誰の記録に基づくことなのか判明していないが、改ざんや偽造ともいえる記録を専門委員会に提出していることを許すべきではない。この時期に、Aに対して「ここはAが来るところではない」と相談室から追い出し、公用電話の使用を禁止して公衆電話を使用させるなど、排除したのは相談員Aでもある。

スクールカウセラーAの対応にも、疑問を抱いている。教員との間にどこまでの情報共有があったのか判明してないが、担任Aや相談員Aを守秘義務でもあるカウセリングの中に同席させたことである。

相談員Aに限っては、保護者の同意を得たとしても教員である。Aが教員を信用できないとしていることは明白であり、信用できない教員がカウセリングの場に入り込んでしまえば、Aが何も語らないのは当然の話である。カウンセラーAは、カウンセリングの結果を出せないまま相談員Aの見解を、自身の見解として打ち出している。以降、カウンセラーAの面談を受けた記録がないし、Aは面談を拒否しておりカウンセラーの変更を求めが変更はできないと述べていた。

カウンセラーの仕事として、プライバシーをどのように守ってきたのか、Aの心理的に安心できる環境が整っていたとは全く言えず「傾聴」を基本として信頼関係を結ぶとされているが、連携を結んでいたのは教員とだけである。保護者への助言はなく「教員とはこういうものなんだ」という立ち話だけだった。本来あるべき姿は、Aに寄り添い話に耳を傾けることである。それができなかったのは、カウセリングのプロセスの欠落していたためだと考えれば、今後のカウセリング方法の改善を求める。「ただやればいい」だけの感覚でいて欲しくないし、被害児童に寄り添う気持ちを忘れないで欲しいと思います。県教委からの派遣で来られたようだが、相談員と給食を共にするなど、あまりにも近づき過ぎる関係もいかがなものでしょうか。公私混同せず、立場をわきまえた職務を担って欲しいと願うし、市教委も正確なカウセリング方法を行うよう求めて欲しい。

次に、スクールカウンセラーBの存在だが、A側は全く認識していない人物である。報告書の中に出て来ているが、保護者の認識ないカウンセラーの存在を黙認できません。

学校も担任Ｂも、本件を生徒間のトラブル程度にしか捉えておらず、お互いに「わだかまり」を取るとして謝罪をさせるとしたのが始まりある。保護者に対して、担任Ｂは「教員が中立の立場で入りますので任せてください」と述べた。しかし、保護者の要望は聞き入れて貰えず、実行したのが１０対１の謝罪の会である。

教頭Ａに対して被害者が、加害者に謝罪をするのはなぜか。加害児童が「自分たちは間違っていなかった」と誤解を生む「先生が味方」だと過信もするとして、断固反対をしたが謝罪の理由も明確にされないまま、反論もさせてもらえず強制的に実行している。

謝罪の会の在り方は、加害児童一人ずつからＡから受けて嫌だったことを言わせて、Ａのも謝罪をさせるものであった。「蛇に睨まれた蛙」加害児童１０人の前に一人曝け出され恐怖心や精神的な苦痛を感じていただろう。加害児童の中には、その場で泣き出す子や「自分だったら耐えられない」と親に話した子もいたらしく、謝罪の会は双方の児童に「百害あって一利なし」ということだ。ひとりの生徒の発言で中止となったが、説明されないまま「やったもん勝ち」の感覚で謝罪の会を実行した教員の対応の他、納得できた対応がひとつもない。

謝罪の会への苦情に感情的になり、部活動に来ているＡを見かけても担任Ｂは「よく来たねと声かける配慮はしない」と語気を荒げるように述べた。教頭Ａも「問題が解決するまで部活に来るな」と自宅に電話をしてまで、Ａが学校に来ること拒否した。「学校が怖い、クラスが怖くて入れない」というＡを学校に戻す配慮ではなく、追い払うことしかしていない。悪意をもって、心理的精神的にＡの自尊心を傷つけている。

「Ａが悪い、Ａから謝りなさい、Ａから寄り添いなさい」と直接言葉を浴びせ（加害保護者から）「訴えられちゃいますよ」「関わると面倒くさいと言われますよ」などと言われたこともある。

フリースクールに通うことになった際は「このまま転校されたらいかがですか」と、Ａを学校に戻す気など更々なかったということである。

担任Ｂは、常に証拠を求め「情報提供者の名前を明かさないなら受け付けない」などの言動もあれば、担任Ａと同様に「[redacted]Ａの仕業じゃないかと生徒達が噂をしている」と加害児童が話すことは、噂話でも正当化してしまう。保護者会に於いても、担任Ｂは「お互い様」だと説明していたと、加害保護者から聞かされてもいる。

教員の対応は、Ａに問題があるとして加害者側の気持ちを鎮静化させるために、意図的にＡにも強制的に謝罪に持ち込んだだけの話である。

また、２年次の学年主任Ｂは「こんなのいじめじゃない。前の学校はもっと凄かった」と程度で判断していたようだが、いじめの定義は「心理的や物理的な影響を与える行為」などの「心身の苦痛を基準」に示しているもので「程度」を示しているのではない。学校で何があったのか、聞くこともなければ知ることもなく、自分の物差しで判断されたことも非常に許しがたい。学年主任Ｂが、解決策を何か講じたのかと言えば、何もしていないのが現実である。学校は少なくとも、いじめられたＡの立場に立つべきではなかったのだろうか。

教頭Ａからの嫌がらせも酷かった。「何かあったらその時に言ってください」としたのでＡはリーダー格の生徒から受けた嫌がらせ行為をすぐに報告した。教頭Ａは、何を思ったのか双方を直接呼び出して、Ａの前でリーダー格の生徒に「Ａに嫌がらせをしたのか」と直接事実確認をしている。Ａが内密で訴えかけても、教頭自ら訴えをばらしてしまうような聞き取りをするので、Ａ本人も焦りを隠せなかった。その時、このリーダー格の児童に

謝罪すらさせていない。この失態が、見えないところでいじめ行為のエスカレート（足蹴りやすれ違いざまの舌打ち）に繋がっている。これも不適切どころの話ではなく、助長であり教頭AのAに苦痛を与えるいじめ行為でもある。

Aは、数人の生徒が話し込んでいる姿を見るたびに、また悪口を言われているとトラウマが蘇り不安を感じながら、生活を常に送っていた。高校生になっても、電車に乗っていた時などに、混雑時に出くわすと突然不安を感じて途中で降車してしまう最悪な状況も数多くあった。

この現象もクラスの中で、複数名の生徒が話しながら睨めつるけられる行為を、散々受けたことへのトラウマ現象ではないかと思っている。

中学を卒業しても、この不安と闘いながら生活しているAの気持ちを、教員方は理解できないだろう。

教頭Aの対応にも、断じて許容出来ないことが多々あり抗議もしてきたたが、悪びれる様子もなく独自の判断で勝手な行動を繰り返すばかりで、組織的な対応をしてもらえなかった結果が、このような事態を招いていた。

担任Bも、事実確認のためなら友達同士の関係が崩れようとも、お構いなく無鉄砲な行動をする。もしかしたら、登校へのきっかけを掴めたかもしれないのに、Aは友達までも信用できなくなった。担任Bには、加害児童が正しくAが悪い。Aに大いに問題があるとした考えが強く「やられたらやり返す」ことも肯定し、謝罪の会を実行することによっていじめ問題を自己完結しようとした、あまりにも酷い感情的な対応であり憤りしかない。

このような行動に、教員誰一人として指摘する方もおらず、管理職すら担任Bに同調していたので、指導するはずもない。

１０対１の謝罪の会が、途中で中止となったことで放置状態が続いていた。これに苦情を入れたことで、今度は複数名を３グループに分けての謝罪の会を実施するとした。

この謝罪の会も、途中で完全ストップになっている。謝罪の会の中止は「教員が加害児童の味方であること、教員が謝罪の場で加害者側にいること、精神的負担になること」をドクターからの要望であるとして「中止を求める手紙を書いても良い」とまでドクターが言ってくれたことを伝えている。

早く終わらせたいとする学校から「７月８日までに終わらせたい、早く終わらせたい」と学校からの面談要望があり、面談の中に於いて教頭Aから「精神的負担になるなら、問題に一区切りをつける」と引導を渡された。

後日、教頭Aと学年主任Bとの面談で「謝罪が出来ないなら、今後の話し合いはしない」と教頭Aから一方的に言われている。

謝罪以外で「他の方法はないのか」と確認した事実がここにあり、教頭Aから「ありません」と冷たくあしらわれ、完全に幕引きをした。

謝罪の会を複数人対１にした理由も、取り扱いが長期にわたるとAに負担が掛かるので早く終わらせるためだと述べている。そして、どのような報告を市教委に挙げているのか開示請求すると「面談に一区切りつけることに保護者の了承を得た」と事実を曲げた報告をしており、了承などしていないし底納得できない。

また「いじめ問題が解消した」と面談に参加していなかった[redacted]元校長が、市教委へ報告をあげていたことにも驚きも隠せなかった。

そして学校が、いじめについての証拠ばかりを求めてきたことに「黒板へのらく書きと

バースデイカード排除の件」を示していたのに、市教委への報告には「うざい、きもい」としか報告されていなかったことも判明した。市教委への不正確な報告であり、事実の隠蔽ではないのか。

謝罪の会の中止の求めたA側に、教頭Aは立場を悪用した強権的な幕引きを図り、そこには、謝罪の会に対する執着が必要以上にあったのを感じていた。

校長Bは、「いじめの引継ぎ資料を紛失した」としながらも、校長Aから「お互い様」と引継ぎを受けていたと保護者に述べている。担任Bからも「お互い様」と報告を受けたと述べていて、校長間の引継ぎ資料が存在していたとは到底思えない。引継ぎ資料の存在を知り、開示を求めた途端に紛失したと述べたからである。

前教育部長も「シュレッターしてしまったかもしれない」と呑気なことを述べてが、校長Bに対し適切に処分を含めた対応をしなかったのだろうか。

県教委に問い合わせをしたところ「判断は市教委にある。報告がない以上こちらとしても何もできない」と回答した。資料紛失に、苦情を申し立てたことで「厳重注意処分をした」と教育部長がその場で述べたことに、前教育部長が何も処分を下さかったのに後任の教育部長が１年以上も経ってから、なぜ処分をしたのか。また、個人情報の漏洩が心配であると申し向ければ「校長室から出していない」と述べ、紛失したのかしてないのかどちらともいえない話である。校長室は廊下に面していて、扉が１５センチくらい解放されていた状態も散見されたことがあり、誰でも出入りできる状態であった。そして「県には報告しない。必要がない」とも述べている。

いずれにしても、校長室を探せば見つかる話で、現実は紛失どころか引継ぎ資料の存在すら疑わしい。そして、何よりも苦情に対して適当に回答した教育部長に対し、非常に腹立たしく馬鹿にしているとしか思えない。

校長Bは「校長Aに確認したら、パソコンに記録が残ってないというんですよ」と述べており、結局は引継ぎ内容が判明することはない。膨大な引継ぎ資料がある中で、いじめ問題の引継ぎ資料だけが、なぜパソコンを使わず作成していたのか非常に理解に苦しむ。記録に残さない引継ぎの在り方に、隠蔽を疑われても仕方がない。大いに問題が残る対応だと感じる。真偽が定かでない事柄に「厳重注意処分にした」と教育部長が述べたことも県への報告もしないと述べたことも納得できることではない。

２０２３年4月１日の法改正以降、地方公共団体の機関が保有する個人情報は、各自治体の独自条例から個人情報保護法へ適用されることになったとすらば、市教委は行政機関に該当している。その配下とされる学校が、教育機関に分類されるとするならばトップである[redacted]元校長に、個人情報保護法・市の法律施行条例・管理規定を適用し、守秘義務・信用失墜行為の禁止などに照らし合わせ、安易に考えることなく正式な処分を検討するよう求めます。

加害児童に対する懲戒処分について教育部長は、学校教育法３５条の「性行不良」の例示を極めて限定的に解釈し、本件を該当しないと判断したがこれはいじめ防止対策推進法第２６条の趣旨を著しく逸脱したものである。同法では、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう出席停止措置を講ずるよう定めており、文部科学省の指針でも「いじめ」は明確に性行不良の対応に含まれている。被害児童が相談室登校登校すら拒否されて、フリースクールへの避難を余儀なくされている現状こそが、３５条の要件である「他

の児童の教育の妨げである状態」そのものであり、教育部長の判断は法の不作為に等しいのではないか。

また、出席停止の措置を講じない判断を下すのであれば、学校側には加害児童への厳格な個別指導や常時監視被害児童との接触禁止措置を徹底する義務が生じる。しかし実際には指導や監視体制は皆無であり、結果としてAが教育の場から追い出されている形となっている。教育部長が３５条文言を盾に措置を見送ったことは、単なる形式的な手続きの回避であり、Aの安全確保義務及び学習権の保障を完全に放棄した判断として、極めて不適切であると断定できる。

そして、いじめによってAがフリースクール通学に、追い込まれた重大事態でもある。３５条を例文を引用し該当しないと結論づけたことは、被害の実態よりも加害者の出席を優先した本末転倒な法適用である。推進２６条に基づき、Aの安全を優先すべく法的義務がある中で、代替え案を（加害児童を別室で指導など）も示さず出席停止を否定した判断は、教育行政の責任能力を欠いていると言わざるを得ない。

３年次の対応も、その都度実施される学校行事などに出席を呼び掛けてもらえず、２年次終了まじか（令和４年３月２８日）に重大事態と判断された以降の取り組みにも代わり映えすらを感じられていない。卒業アルバムに至っては未だに受領していない。作成時に学校との約束したことがあり、未だに果たされてもいない。現在も放置されたままであり今後どうしていくのか検討すらされていないようだ。校長Bも加害児童の話すことばかりを信じて、こちらの話を聞き入れなかった。

何故かしら学校は、特定の生徒に役割が集中しており、他の生徒が経験を積む機会が限定的であると考えられた。クラブ活動の３役も特定した生徒ひとりにさせていた。

「加害児童に恨みつらみはない。みんなと笑って卒業させてほしい」とお願いをしていたにもかかわらず、学校はその願いを叶えてくれることは全くなかった。それどころか校長Bや教頭B、市教委から派遣で来た前学校教育指導主事は、卒業式最後の日クラス内で起きたAに対するいじめが、担任Cと保護者がいる前で起きていたことを知ることもなかった。たった一言「卒業おめでとう」という言葉すら掛けてもらうこともできず、校長Bは言い訳ばかりしていた。学校生活最後の日に、いじめに対して取り組んできた集大成がこの結果であったことになる。

またAに対して「教育委員会が謝罪しろ、謝罪しろと言ったらですよ、謝罪します」と述べたにもかかわらず、市教委の聴き取りに「謝罪の場があればすると言ったんです」と話をすり変えてもいた。謝罪の機会などいくらでもあったのに、行動を起こすことなど一度もなかった。担任Bも教頭Aも謝罪の意思を示していながら、その誠意を見せたことが今の今まで一度たりとももない。

市教委を含め「支援をしてきた。今後も支援を続ける」と至る所で発言していたが、支援を受けたことなど一度たりともない。

口を開けば言い訳ばかりで、有言不実行である。卒業アルバムの作成問題は、放置状態が３年以上も経った今も続いている。

外部組織（警察）との連携不備について、リーダー格の生徒から程度は軽いが数回にわたり足で蹴られるなどの暴力行為を繰り返し受けていた。学校も一度は児童に聞き取りをして「偶然足がぶつかってしまったことが誤解を生んだ」と説明をしたようだ。しかしA

は、再三にわたり「またやられた、またやられた」と何度も訴えていたので、校長Ｂに聞き取り調査を求めていた。

校長Ｂは「泣いてしまって話が聞けないんですよ」と述べたは良いが、それ以降の聞き取りを全くしていない。

基本方針では、外部組織と連携を図るとされている訳だから「学校で調査ができないのであれば、なぜ警察に調査依頼をしないのか」と指摘したが、学校のとった行動はここでも放置だった。

令和４年２月４日管轄している警察の生活安全課に相談を持ち掛けたが、対応の悪さにこちらから相談を打ち切っている。

同年５月に埼玉県警察に苦情を入れたことで、生活安全課の男性刑事が、同年２月２４日、学校に電話を入れて確認していたことを述べた。当時は、その事実を学校も警察も教えてくれていない。

男性刑事は「学校が、積極的加害行為はなかったと言っていました」と話したが、電話対応にあたった教頭Ａは正確に伝えていない。学校には目撃者もいたことを明確に伝えている。仮に、校長Ｂと教頭Ａが足を蹴った事実を隠蔽していたとしたら、それはそれで犯罪である。

また、警察に至っては被害者であるＡ側に何も聞き取りをしていないのに、暴力行為がなかったと決め付けた。

この件に対して、教頭Ａと警察との間でどのようなやり取りがあったのか。警察は、Ａ側から聞き取りが一度もされなかった。被害届を提出したいと女性刑事に訴えてもいた。

なぜ暴力事件はなかったと認定するに至ったのか、警察とのやり取りの説明を強く求める。（２名の刑事は、専門委員会の聞き取り調査の要請を拒否している）

２　蓮田市教育委員会の不適切な対応

市教委を交え、校長Ｂも初めて臨席された面談に於いて、Ａの状況に重大事態に該当しないのかと説明を求めたが、教頭Ａが該当しないと（発言の内容記録を確認をしていないが）述べている。学校基本方針の「重大事態とは」の項目に、該当していることは明らかであるのに、校長Ｂが重大事態と判断しなかったことに憤りでしかない。しかも、該当しないと述べたのが教頭であり、市教委への報告も同人が、校長の名前を使って報告している。校長Ｂが、どこまでこの問題を把握していたか疑問でしかなかった。

令和３年３月５日に学校から報告を受けた直後の、同年３月２６日に開催された蓮田市教育委員会会議では、学校のいじめ問題が議題にあげられていない。市教委は、この件をどのように捉えていたか説明もしていない。

令和４年３月２８日、元教育課長から「重大事態とする」とした突然の電話連絡を受けた。理由は「年間欠席数が３０日に達していないが、学校に復帰が出来ていない」とのことらしいが、説明された記憶もなければ、大いに矛盾も感じている。また、判断したのは学校なのか学校の設置者なのかも不明だった。

なぜ、重大事態と判断するのに数カ月の月日を費やしたのか、判断理由に然したる追加がある訳でもない。また該当する項目は、他にもあったはずが最終的な判断理由が、なぜ「年間欠席数」なのかである。この欠席日数に於いても細工をしており、部活動にしか参加してなくとも、学校に出席したことにしていた。可否については別としても、年間欠席数が３０日に達しないのは当然である。精神的苦痛などの理由を度外視してでも、欠席日

数に拘ってたのはなぜか。また、連続でなくとも欠席が長期化してる時点で判断することもガイドラインにある。重大事態には該当しないと教頭Aが述べていたのに、前触れもなく突然の重大事態と判断は何故かである。

教頭A（以下教育課長Aという）の市教委へ異動することになったが、どうしても納得できない異動である。市教委に苦情を入れてでも改善を求めたはずが、教頭Aの市教委へ異動で全く意味がなくなってしまった。この人事異動に関しては、県の東部教育事務所が関係しているようだが、納得いくものではない。

教育課長という立場で、この問題の担当を結果的に継続することになったからである。この異動については、偶然とは思っていない。

幾度となくやり取りをしてきても、堂々巡りでやり場のない怒りと無力感に苛まれる時間だけが、刻々と過ぎていくだけだった。

担当の変更を求めても、変わることなく最後までA側を振り回すだけでしかなかった。

重大事態と判断後の不適切対応もA側は、重大事態＝調査との認識でいた。最後の１年ではあるが、Aが望む学校への復帰が実現すると信じて託したが、無残にも崩された結果となったことは言うまでもない。

また、市教委から調査に当たる事前の説明（６項目）を受けていない。前学校教育指導主事は「電話で説明している」としたが虚偽である。説明事項を覚えていなければ、話が二転三転もしている。また、記録も残してもいないということ自体が、虚偽である証といえる。委員の構成メンバーも教員のＯＢと市役所の幹部職員であることを、市役所に赴き自分で確認をしていて、公平中立性がないと変更まで願い出てる。

判断されたのが、学校の設置者（蓮田市教育委員会）であったらしいが、そもそも重大事態に対する文科省が定めるガイドラインの「基本的姿勢」に大きく反した取り組みをしていたことは否めない。

定義にもあるように、推進法第２８条１項に於いて疑いが生じた段階で調査の開始を求めている。担任Aが、相談を受けた段階で調査の必要性があったということである。

更に、「学校が速やかに対応をしなければ、いじめ行為が一層エスカレートして、深刻な事態に及ぶ可能性もある」と対応の重要性も求めている。Aに深刻な事態に及ぶ恐れがあったことは、令和３年５月ころ体育館の出入り口で教頭Aに伝えていた。それが、学校の判断ではなく１年後の市教委の判断であったのは何故なのか。

いじめ問題専門委員会会議の開催に、結論から言えば前専門委員会は調査をせずに、第１回と第２回の会議しか開催していなかった。自由な意見交換だけであるが、前教育課長は「市教委と前専門委員会と話し合うことが調査である」と説明した。しかし、ホームページ上の公開では「会議録」として公開していることの矛盾を指摘している。

結果の提供に於いても、不開示とたことが事前説明との食い違いも示している。前専門委員会と市教委の間で、何が行われていたのか全く判明もしていない。不開示とした理由が「自由な意見交換が出来ない。開示することで委員を辞退すると言われたら困る」としていたことに、組織側の都合を理由に不開示とする決定は、推進法の趣旨を逸脱した不当な隠蔽工作であると断言します。被害者側の権利よりも関係者の保身を優先する市教委の姿勢には、強い憤りと不信感を抱かざるを得ません。

また、第１回目会議の開催に際して「会議のもとになる資料は何か」と説明を求めるも「最初は顔合わせである」と教育課長Ａは、Ａ側を騙してまで会議を開催した。

調査を行う目的は、客観的かつ公平に事実関係の究明と被害の解消、再発防止に講じるために学校の隠蔽を防ぎ、正しい情報を保護者へ提供する役割を担うとして、推進法第２８条では、調査を速やかに行う義務があると定めている。文科省のガイドラインでも、第三者委員会に対し、被害者に寄り添い詳細な事実認定を行うことを求めている。

調査を怠り意見交換で済ませことは、推進法やガイドラインに抵触し、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

確かに組織の存在があったにせよ、第三者での組織といえず形式的な組織である。専門委員会の実施した意見交換は、重大事態の意図することから懸け離れたものであり、直接の利害関係があり、専門性に欠け、組織の保身と事実の隠蔽、重大性の認識不足、外部機関との連携不足があったのではないかと疑念を抱き、市教委とは何らかの目論見があったとしか思えない。

調査の主体が教育委員会であるならば、前専門委員会による調査をさせなかったことになる。また、形骸化させる行為は推進法第２８条の違反にあたいしてるのではないか、文科省が策定するガイドラインの趣旨に反していたと捉えている。

Ａの安全確保義務の不履行、責任追及等の不適切な隠蔽や怠慢リスクはなかったのか、市教委には重大事態の性質、適切な組織で事実関係を調査をさせる法的義務は存在しないのか是非を問う。

また前教育部長は、第１回目会議の意見交換を口頭でしか述べず、書面による結果の回答を拒んだ。（これにより開示請求を求める結果になる）

市教委へ「専門委員会が調査をしないなら、こちらで教員方に聞き取りをします」と想定外のこと伝えたため、学校のアンケート調査と同様に仕方なく市教委は、教員と加害児童からの聞き取りをする羽目になった。それでも、最後まで前専門委員会は調査をしなかった。

教員や生徒からの聞き取りは、Ａ側の訴えの信憑性を確認しただけである。聞き取り方法も、教員の聞き取りには校長が立ち合いをし生徒の聞き取りには保護者に立ち合いをさせるなど、そんな状況で事実を語るはずもなく、むしろ事実を言わせない方法を仕組んだとしか思えない。

前教育部長と前学校教育指導主事に「前専門委員会を解体して新たに調査をしてください」と願い出たが、前教育部長に断固拒否された。

そして、第２回目の前専門委員会の会議を開催する前に前専門委員会と初めての対面となり、事前に「思いを伝えてください」とのことであったがどんなに思いを伝えても、どんなに質問をしても前委員長は「お答えできません」と一切答えてくれなかった。そして第２回会議に於いても、自由な意見交換で終っていた。

「２回のいじめ問題専門委員会会議をもって終了します」と前教育部長からの突然の宣告に、抗議をすると一転「未定」だと誤魔化し始めた。その年が、前専門委員会の任期満了であったため選任を見直して新たな調査を求めたが、前学校教育指導主事は「適任者が見つかるまで同メンバーで継続します」と言って、変更する気も調査する気も全くみせなかった。

更に、前教育部長は「卒業したら何も出来ませんが、何かあったら言って下さい」と卒業をもって、このいじめ問題を完全に終了する意思を示した。

令和５年３月２９日「蓮田市のいじめ問題専門委員会の定例会議」を同メンバーで開催したことに、第３回目のいじめ問題専門委員会会議が開催できたはず抗議をしたが、定例会議の重要性を述べるだけで、要望は叶えてもらえずＡの卒業と同時にいじめ問題は一方的に幕を閉じられてしまった。

また、Ａ側は前専門委員会との顔わせが一度しかなく、しかも第２回目の会議前に７人中４人と初めて顔を合わせたのみで、残りの３人のメンバーはどこで何をしていたのか、全く不明のままだった。

３　いじめ問題専門委員会会議録の開示請求

自由な意見交換であったとしても、市教委が調査主体となり開催した会議である。結果報告の提供をしないのはなぜか「不開示」としたことに不信感を拭い去れない。

前教育部長は、情報開示は「法律でしなくても良いと弁護士から言われている」前専門委員会との面談も「録音させるなと弁護士から言われている」として「弁護士」という言葉を使って牽制していた。

「自由な意見交換ができない。開示する事で委員を辞退すると言われたら困る」と不開示理由に、到底納得ができるはずもなくＡ側は被害者であり第三者ではない。権利を乱用して恣意的に不開示にしたに過ぎないし、勝手に始めて勝手に終わらせたことで、蓮田市のいじめ重大事態とは何だったのか、市教委と前専門委員会は密室での議論に終始するだけで、プロセスは闇に葬られた。

この７名の前専門委員会は、いじめ重大事態に対しどのような方針を示し、どのような見解を示したのか、未だに不明のままで前専門委員会の存在意義を問う。

調査主体にある市教委は、自由な意見交換だけで事実認定が出来たのか。因果関係に示した見解は何か。口頭での説明は、委員が求めた公式の議事録の内容なのか。いじめ問題に示した姿勢は何か。実態調査のない形式的な審議だけで、現場の事実を反映しない机上の空論であり、極めて不誠実な対応と言わざるを得ない。

また不開示に対して、不服審査請求をしたが３名の弁護士が、第三者という形で諮問にあたってはいるものの蓮田市の契約弁護士である。審査方法に至っても、被害者側の口頭意見陳述の場に、教育課長Ａが臨席していた。しかし、市教委側の聴取の場に臨席を求めていたにもかかわらず、良し悪しの回答もないまま内密に４度にわたって諮問している。

更に、前専門委員会のメンバーの１人である幹部職員が、立会人としてその場に臨席していたことに不服審査自体に公平性を感じていない。（ここで５人目の前専門委員会のメンバーに結果的に会うことになるが、会話は交わしていない）

不服審査請求に、法律の専門家である弁護士が実態解明よりも行政の保身を優先し「不開示妥当」と結論づけたことには強い不信感を抱く。今回の判断も不当な介入や忖度によるものではないかと疑わざるを得えない。

改めて結果報告の開示と経緯の説明を求めます。

重大事態と判断したことへの疑問がある。重大事態と判断したのは、令和４年３月２８日であると元教育課長からの電話連絡で知らされた。教育課長Ａも市教委が判断したと述べている。また、令和５年３月２２日の市議会の全員協議会でも、前教育部長と教育課長Ａが説明しており教育部長も市議会の定例会議で答弁している。この２件の場には、西山教育長と山口市長が臨席していたはずである。前学校教育指導主事は、県教委へ報告して

「重大事態としたならば６項目を伝えなさいと言われた」とまで述べている。

しかし、西山教育長は「重大事態と取り扱っていないと認識した」と専門委員会の聞き取りに述べているが、重大事態と判断した日時を報道でも公にしているのもかかわらず、西山教育長が重大事態と判断していたことを知らなかったことが理解できない。

西山教育長に「重大事態と取り扱っていない」と認識させたとする学校教育部長は、前教育部長となるが保護者との面談の中で、重大事態との判断は「令和４年３月であったと記憶している」と明らかに述べている。

従って、西山教育長が重大事態と判断したことを知らなかったことが理屈に合わず、いじめ問題専門委員会会議の開催理由は、何だと思っていたのかということになる。

また、２回開催されたいじめ問題専門委員会会議の場に、西山教育長御自身が重大事態との認識がないまま、事務局として臨席していたことにもなる。

そして、西山教育長が示した「令和４年８月２６日」の判断基準は何か、Ａ側は全く知らず報告書を閲覧して初めて知った、まさに寝耳に水である。仮にこの日に重大事態と判断しても、保護者に行う説明義務がここでも果たされていない。そして調査もしてなければ、させてもいない。これをどのように説明できるのか。

そして、重大事態と判断した３月２８日にしても８月２６日のにしても直後に、教育委員会会議が開催されているが、いずれもいじめ重大事態が議題に挙げられていない。口頭で報告したので記録に残していない等のいい訳でもするのだろうか。

同時期の外部有識者によって開催される蓮田市いじめ問題対策連絡協議会に於いても、Ａのいじめ問題が議題に挙げられていない。

校長Ｂが「私が、いつかは覚えていないが、重大事態と判断して元教育課長に電話をして重大事態としてやるぞ」と説明したと述べて「書面でも９月２０日で報告しています」と経緯を述べてもいたが、真実は何処にあるのだろうか

ここまでの話の結論は、重大事態との判断は明らかな虚偽であり、Ａを混乱に陥れ不適切な対応を組織で図った証である。このまま卒業させて問題に終止符うとうと偽装工作を図ったとしか言えない。この件については、非常に悪質で学校と市教委、前専門委員会のＡに対する欺瞞であり、学校への復帰を願うＡの尊厳を、著しく踏みにじる最低な行為だと言わせて頂きます。

４　再選任後のいじめ問題専門委員会による正式な調査

学校卒業後、約３ヶ月後の連絡にまた振り回されたことになる。「埼玉県の弁護士会に推薦」を受けて調査をするとしたが、ここでも大きな矛盾を感じた。何度もメンバーを交代して調査して頂くよう求めたが、卒業と同時に終了宣言までしたはずの市教委が、自由な意見交換しかしていなかったのに「更なる調査」をするとしたことである。

Ａが、学校に戻る最終手段として調査による全容解明を求めたのに、会議と称して自由な意見交換しかしなかった市教委が「更なる調査」とは非常に理不尽で、聞き捨てならない話である。そして、前教育部長が「解体しない」とした前専門委員会を刷新したこともある。正式調査に至った理由の説明もなければ、前専門委員会の会議の結果も不開示のままで、次へのステップはあり得ない話で納得できるはずもない。

また、この調査を怠る前専門委員会の対応に、教育課長Ａは「調査はやった」と持論で返す。「学校と市教委が、生徒や教員からの聴き取りを専門委員会と話し合うことが、専門委員会の調査です」と「どう考えても会議じゃないのか」と伝えても「調査です」と持論

を曲げてもいなかった。

報告書に於いて、前専門委員会は「調査がされてない」と明確に述べている。また「議論の不足」との見解や「提案もされていない」とも示している。A側が、盛んに異議を唱えても持論を曲げなかった教育課長Aの発言を、真っ向から否定していることになり非常に有難いと思っている。

また、教育課長Aは専門委員会の調査に対して、前専門委員会の結果を踏まえて調査の必要性がないと判断された場合は、調査を受けないと述べる始末だった。

この専門委員会の正式調査が始まる前に、過去の不適切な対応に至った経緯を説明すると約束して、教育部長と教育課長Aとの４者面談を行ったが、案の定約束したはずの経緯の説明はしてもらえなかった。

教育課長Aは、専門委員会が「第三者委員会が、誤りと言ったら認める」と述べ、過去の経緯を「説明する必要がない」また「第三者委員会に説明する」などと開き直った挑発的な言葉を述べたことを思い起こせば「間違ったことは何もしていない」と自負しているのだろう。それぞれの教員が、対応について不適切だと認定されても「Aに問題がなければ、いじめを受けることも無かった」との思いや考えを変えなければ、今回の専門委員会のいじめ重大事態における調査は、何も意味をもたらさないことになってしまうだろう。

終わりに

学校は、意図は不明だが、令和４年５月１５日の蓮田市長選挙に於いて、同月１２日（木）当時立候補者であった山口市長の名前が記載された封筒に、予定表や行事結果などを記した資料を入れて手渡されている。選挙管理委員会に、違法性がないかの確認すると、違法性のありなしには触れていないが「決して良いことではない」と見解を示していた。選挙運動中に公の職に従事している者の軽率な行動だと思う。あるいは、別な意味で問題に蓋をしようとしたのかとの疑問を抱いている。

校外学習に於いてAが、スキー教室に参加した時に「こんな時ばかり学校に来て」とAに向けて非難の言葉を浴びせた加害保護者がいた。この発言をA本人が直接聞いてしまったことで、調査をお願いした。A側は、言葉を浴びせた保護者を把握していたが、あえて調査をお願いをしていた。

先に、電話回答を頂い時に「そのようなことを話していた親がいた」「誰かはわからないがそのような話を聞いた」と答えた複数の保護者がいたと聞いている。そして書面による開示に於いて、ある保護者の方が夏休み期間中に実施された児童への聞き取りに対して、不満を漏らしており「高校に行ってから、聞き取りがあっても対応が出来ない」とした記録を残している。更に同人が「この問題を議員に相談している」と述べた記録もある。このことによって「市教委への不当な介入や政治的圧力」があったのではないかと疑念を抱いている。

前教育部長が「第２回目の会議をもって終了する」と言ったことの意味が、理解ができる。この件については、徹底的な実態解明を強く要請する。

また予め加害児童側が、調査に応じないことを認識していたのだから、市教委側にとっては好都合であり、専門委員会に報告していたとは到底考えにくい。少なくても、何件かの問い合わせもあっただろうし、市教委がどのような対応していたのかも不明である。大多数の児童が、調査に応じなかった事実からすれば、口裏を合わせて調査に応じなかったことも想像がつく。

本所見は、報告書には記載されていないそれぞれの組織による不適切な行為について、その深刻な実態をご認識頂きたく記載いたしました。

本報告書を「閲覧するもしないも教員次第だ」と教育課長が、１年前に説明していたが西山教育長は、この問題の責任をどう考えているのか。

本報告書は、１年前に閲覧しているはずで疾うに周知させていなくてはならない専門委員会の評価です。西山教育長が「また同じことが起きた。いじめはお互い様じゃないんだダメなものはダメなんだ」と公の場で説明している。「また同じことが起きた」との言葉がＡのいじめ問題が「お互い様」との扱いを証明をしている。定例議会で教育部長が、お互い様との捉えなしていないと答弁をしていたが、正確な事実確認ができていなかったのか、あるいは虚偽答弁なのか、いずれにしても事実と異なる説明であることは否めない。

市教委や学校の不適切評価に、どのように責任を感じているのかも疑問であり、未だに面前に出てこない西山教育長も、教頭Ａと同様に「説明責任を果たすつもりはない」と判断しているのでしょうか。Ａの二度と戻ることのない本来あるべき学校生活が、不適切な対応や記録の改ざんなどという事態の重みを真摯に受け止めていただき、道義的・社会的責任を求めると同時に、再調査が速やかに行われることを切に願っております。

附帯意見　お願いごと

蓮田市議会議員の皆様へ

「子へ孫へたしかな平和ひきつごう」「かけがえのない命ひとり悩まず相談を」

蓮田駅に掲げていたスローガンです。この先苦しみと闘いながら生きていくのは、Ａひとりで終りにして下さい。

教育委員会は、蓮田市の行政機関（執行機関）のひとつです。教育委員会へ指導監督に制約があることは重々承知いたしております。しかしながら、本件の重大性に鑑みて二度と同様の事態を繰り返さないためにも、議員の皆様におかれましては教育行政の適正な運用に向けた特段のご配慮と是正に向けたお力添えを賜りたく切にお願い申し上げます。